

将来の大竹を支える世代を応援 市奨学生募集

申込期間

3月10日(金)～5月1日(月)
8時30分～17時15分
※土・日曜日、祝日を除く。

【高等専門学校】
国公立 月額1万8000円以内
私立 月額2万8000円以内

【大学(短大・大学院を含む)および専修学校】
国公立 月額2万8000円以内
私立 月額4万円以内

次の全てに該当する方
①扶養者(保護者)が市内在住
②学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学(短期大学・大学院を含み、通信教育を除く)、専修学校(修業年限2年以上の専門課程)に在学または入学予定

③学業成績が優良で、平素の行いが善良(出身校の3年間もしくは3年次の評定平均値5点満点のうち3・6以上)
④修学に支障がない
⑤経済的理由のため修学が困難と認められる
※③～⑤には基準があります。

【高等学校】
国公立 月額1万1000円以内
私立 月額2万2000円以内

問い合わせ
総務学事課 ☎592184

可書の写し、または在学証明書
⑤生計を一にする世帯員全員の住民票謄本(続柄の記載があり、発行日が申請日前3カ月以内のもの)
⑥生計を一にする世帯員全員の前年中の所得を証明する書類
⑦生計を一にする世帯員全員の市税などの「滞納がない証明書」(発行日が申込期間内のもの)
※6歳未満および就学者で収入がない方を除く。
※①～③の用紙は総務学事課にも掲載しています。

結果は6月上旬に文書で通知します。
なお、奨学生に採用された場合は、返済能力のある連帯保証人2人(1人は必ず扶養者、もう1人は奨学生および扶養者のいずれとも生計を別している方)が必要です。

【奨学金貸付申請書】
①奨学金貸付申請書
②申請理由書
③奨学生推薦調書(出身学校長が記入)
④合格通知書もしくは入学許可書

小方・玖波・松ヶ原 財産区議会議員 一般選挙

問い合わせ
選挙管理委員会事務局 ☎59-2188

投票所・投票時間

投票区	建物の名称(所在地)	投票時間
1	防鹿集会所(防鹿)	7～19時
2	総合市民会館体育館卓球室(立戸1)	7～20時
3	市役所1階休憩室(小方1)	7～20時
4	黒川会館(黒川1)	7～20時
5	阿多田漁村センター(阿多田)	7～18時

投票区	建物の名称(所在地)	投票時間
玖波	コミュニティサロン玖波(玖波1)	7～20時

投票区	建物の名称(所在地)	投票時間
松ヶ原	松ヶ原集会所(松ヶ原)	7～19時

※一部の地域で通常選挙と投票所が異なりますので、選挙のお知らせを確認の上お越しください。

投票所	開設日	開設時間	対象区域
市役所	4月12日(水)～15日(土)	8時30分～20時	小方、玖波、松ヶ原財産区
前飯谷公民館	4月13日(木)	14時～16時	飯谷地区のみ

立候補受け付け

4月11日(火)

期日前投票

4月12日(水)～15日(土)

投票・開票

4月16日(日)

立候補予定者説明会

とき 3月10日(金)10時

ところ 市役所5階委員会室

議員定数

小方財産区 9人
玖波財産区 6人
松ヶ原財産区 6人

選挙権

各区の区域内に住所がある方で、市議会議員の選挙権のある方

被選挙権

財産区議会議員の選挙権が

選挙のお知らせ

ある方で、満25歳以上の方
有権者には投票所入場券(はがき)を郵送します。ただし無投票のときは郵送しません。
財産区とは
合併前の旧町が所有していた山林や基金などの財産を管理する特別地方公共団体。現在は小方、玖波、松ヶ原の3地区にあります。

市奨学金の返還を免除

対象

次の全てに該当する方
①奨学金の返還金および市税などに滞納のない方
②奨学金の返還開始年度が令和3年度以前の方で、令和3年4月1日以前から市内に継続して居住(実際に生活)している方

返還免除期間
4月～令和6年3月分(期間中に転出した場合は転出した当月分まで)

申請期間
4月3日(月)～5月1日(月)
8時30分～17時15分
※土・日曜日、祝日を除く。
申請方法
総務学事課に備え付け、または市ホームページの「奨学金返還免除願」に必要書類を添えて総務学事課へ。

※必ず申請者本人が直接提出してください。(代理申請・郵送不可)
※「奨学金返還免除願」には連帯保証人の記名・押印が必要です。
必要書類
①奨学金返還免除願
②本人の住民票(発行日が令和5年4月1日以降のもの)
③本人の「令和4年分確定申告書」または「令和5年度市県民税申告書」の写し
※申告していない方は「令和4年分給与所得の源泉徴収票」の写し(複数箇所働いている方は全ての源泉徴収票)
※「課税台帳記載事項証明」では受け付けできません。

④生計を一にする世帯員全員の市税などの「滞納がない証明書」(発行日が令和5年4月1日以降のもの)
※6歳未満および就学者で収入がない方を除く。
⑤本人確認書類(申請時に原本を提示)。顔写真付きの場合1点、無い場合2点
免除の決定
6月上旬に決定し、文書で通知します。

5月19日から21日まで G7広島サミットが 開催されます。

問い合わせ 企画財政課 ☎592125

G7サミットとは

フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ(議長国順)の7カ国の首脳などが参加する国際会議です。
自由、民主主義、人権など、基本的価値を共有するG7首脳が一つのテーブルを囲み、さまざまな地球規模の課題について、意見交換を行います。

開催の経緯

令和3年11月に、広島県知事、広島市長、広島商工会議所会頭が、G7サミットの誘致を表明しました。
広島という「場」の持つ平和へのメッセージ力、都市の利便性、平成28年のG7外相会合など、多くの国際会議を開催した実績と経験などをアピールして、令和4年5月に広島での開催が決定しました。

広島開催の意義

ウクライナ情勢が緊迫化し、世界中に核使用の不安が広がる中、広島が開催地に選ばれました。広島から力強い平和のメッセージを発信し、核兵器のない真に平和な世界の実現に向けた機運を高める取り組みを行う必要があります。

G7広島サミットの効果

世界中の注目が集まるG7サミットは、広島の魅力の世界に発信する絶好の機会です。広島には、豊かな自然や多彩な食文化、歴史が紡いできた文化や暮らしなど、多くの魅力があります。その魅力を世界に発信することで、今後、国内外から広島を訪れる方が増えることを期待しています。



原油価格等高騰対策支援金

申請は大竹商工会議所へ

■申請に関する問い合わせ
大竹商工会議所 ☎523105
■入金に関する問い合わせ
産業振興課 ☎592131

市は、原油価格や物価高騰の影響で光熱費や燃料費の事業経費の負担が増加し影響を受けている市内の中小事業者に対して、支援金を支給します。

対象

市内に事業所・店舗がある中小事業者（法人または個人事業者）で次の全てに該当する方

- 令和4年11月以前から継続して事業を行っており、今後も事業を継続していく意思がある
- 法人は直近の事業年分の確定申告を、個人は令和4年分の確定申告を行っており、光熱費・燃料費を事業経費として計上している
- 市外に事業所・店舗がある中小事業者は、市内に本社・本店がある

※ただし、次の要件に該当し

ている事業者は対象外です。

- ①大竹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員もしくは同条第3号に規定する暴力団員などまたはこれらの者と密接な関係を有する者
- ②宗教活動または政治活動を主な目的とした事業を営む者
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- ④大竹市原油価格等高騰にお

必要書類

個人

次の①から⑦の書類。本社・本店が市内にない方は、⑧の書類も必要です。

- ①大竹市原油価格等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②個別積算書（光熱費・燃料費）（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④令和4年1月から12月までに支払った光熱費・燃料費の金額が分かる書類の写し（帳簿、領収書など）
- ⑤令和4年分の確定申告書第1表、令和4年分の青色申告決算書または収支内訳書の写し（税務署の受領印が押されたもの、またはe-Taxを利用の場合は電子申告した内容の写し）
- ⑥申請者名義の通帳の写し
- ⑦申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ⑧市内で事業活動（営業）していることが分かる書類の写し（開業届、営業許可書など）

書類も必要です。

- ①大竹市原油価格等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②個別積算書（光熱費・燃料費）（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④令和4年1月から12月までに支払った光熱費・燃料費の金額が分かる書類の写し（帳簿、領収書など）
- ⑤直近の法人税確定申告書別表1、決算報告書（販売費および一般管理費のページ部分）の写し（税務署の受領印が押されたもの、またはe-Taxを利用の場合は電子申告した内容の写し）
- ⑥法人名義の通帳の写し
- ⑦市内で事業活動（営業）していることが分かる書類の写し（法人設立設置届出書、営業許可書、会社概要など）

申請方法

3月16日(木)から6月30日(金)までに、必要書類を添えて大竹商工会議所に申請してください。

※申請受付時間は、土・日曜日、祝日を除く9時から17時までです。

※支援金の決定、入金日などは、市が送付する大竹市原油

ける介護・社会福祉事業等支援金交付要綱の支援金を申請した者

⑤市の公の施設に係る指定管理者の指定を受けている者

⑥その他市長が不適切と認めらる者

対象経費

市内にある事業所・店舗で、令和4年1月から12月に事業用として支払った次の経費。

- 光熱費（電気代、ガス代）
- 燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油）

※本社・本店が市内にある場合は、市外の事業所・店舗も対象です。

※本社・本店が市外にある場合は、市内の事業所・店舗のみ対象です。

支援金額

令和4年1月から12月に事業用として支払った光熱費・燃料費の20%を支援金として支給します。

個人（上限） 10万円まで
法人（上限） 20万円まで

※千円未満の端数がある場合は、切り捨て。

※複数店舗を運営している場合、経営者が同じであれば1事業者として取り扱います。

価格等高騰対策支援金交付決定通知書でお知らせします。

中小事業者とは

次のアからエに掲げる事業者をいいます。

ア 資本金の額または出資の総額が3億円以下、ならびに、常時使用する従業員の数が300人以下で、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営む者

イ 資本金の額または出資の総額が1億円以下、ならびに、常時使用する従業員の数が100人以下で、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者

ウ 資本金の額または出資の総額が5千万円以下、ならびに、常時使用する従業員の数が50人以下で、小売業に属する事業を主たる事業として営む者

エ 資本金の額または出資の総額が5千万円以下、ならびに、常時使用する従業員の数が50人以下で、小売業に属する事業を主たる事業として営む者

農業委員 募集

農地利用最適化推進委員

受付期間
3月17日(金) ▶ 4月14日(金)

任命期間
7月20日 ▶ 令和8年7月19日(3年間)

問い合わせ
農業委員会事務局(産業振興課内) ☎59-2190

農業委員

7月19日の任期満了に伴い、農業委員会委員(以下「農業委員」という)と農地利用最適化推進委員を募集します。

農業委員は、自薦・推薦を問わず公募を行い、市議会の同意を得て、市長が任命します。また、農地利用最適化推進委員も自薦・推薦を問わず公募を行います。農業委員会が委嘱します。

農業委員は次の業務を行います。

- 農地の権利移動、転用の許可などの審議および決定ならびにこれらに関する現地調査
- 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消ならびに新規参入の促進などに伴う現地調査、および指導ならびに監視業務など
- 農家からの相談対応および農家への助言・指導

募集人数 9人

推薦・応募資格

農業に関する識見を持ち、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかの項目に該当する方は除きます。

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を持つ者
- 大竹市の職員である者

農地利用最適化推進委員

農業委員と連携して農地などの利用の最適化に向けた次の業務を行います。

- 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消ならびに新規参入の促進などに伴う現地調査

および指導ならびに監視業務など

- 農地の権利移動、転用の許可などの審議および決定に関する助言ならびにこれらに關連する現地調査
- 農家からの相談対応および農家への助言・指導

募集人数 2人

推薦・応募資格

農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を持つ方。ただし、次のいずれかの項目に該当する方は除きます。

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を持つ者
- 大竹市の職員である者

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について、詳しくは、市ホームページの「募集を探す」に掲載しています。